

～生活保護費の支給漏れ被害にあわれた皆様へ～

新座生活保護費支給漏れ被害対策弁護団

- ・令和元年6月、新座市において、生活保護費の障がい者加算の支給漏れが判明しました。支給漏れがあったのは16世帯に上っています。
- ・この支給漏れは、古くは平成14年8月分からあり、支給漏れの総額は2135万850円となっています。

相談
無料

秘密
厳守

- ・しかし、新座市は、支給漏れのうち、過去5年間分だけ支払いをし、それより前の分は支払いをしていません。
- ・そこで、過去5年間分だけでなく、支給漏れした分すべてについて、新座市へ支払いを求めるため、弁護団を結成しました。

是非お気軽にご相談ください！

お問い合わせ先：法テラス埼玉法律事務所

TEL

050-3383-5376

受付時間：平日9時～17時（祝日、年末年始を除く）

住所

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-17-15
さいたま商工会議所会館6階

担当

事務局長 弁護士 高田 慎二

